

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町（以下「3市2町」という。）は、静岡県が令和4年3月に策定した「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を踏まえ、3市2町における広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定のため、広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 3市2町による広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定に係る評価検討及び意見提言に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員8名をもって組織し、委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験を有する者 3名
- (2) 3市2町の職員（担当部長） 5名
- 2 前項第1号の委員は、三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町ごみ処理広域化検討協議会が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項が終了するまでの間とする。

(委員長)

第5条 選定委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、選定委員会の会議（以下「会議」という。）の議事を整理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の公開)

第6条 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 三島市情報公開条例（平成9年三島市条例第19号）第8条各号、裾野市情報公開条例（平成28年裾野市条例第8号）第7条各号、熱海市情報公開条例（平成10年熱海市条例第2号）第7条各号、長泉町情報公開条例（平成13年長泉町条例第2号）第7条各号及び函南町情報公開条例（令和5年函南町条例第9号）第7条各号のいずれかに該当する情報を当該会議の内容に含むと認める場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 委員長は、会議を非公開とする時は、あらかじめ会議に諮り、これを決定する。
- 3 委員長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(会議開催の周知)

第7条 3市2町は、会議の開催に関して、あらかじめ公表するものとする。ただし、緊急その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(会議録の作成等)

第8条 選定委員会は、会議について会議録を作成するものとする。

2 3市2町は、公開された会議に係る会議録の写しを一般の閲覧に供するものとする。

(委員の責務)

第9条 委員は、公正かつ公平に広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の評価を行わなければならない。

2 委員は、評価の過程において知り得た秘密を漏らしてはならない。また、任期が終了した後も同様とする。

(報償及び費用弁償)

第10条 第3条第1項第1号に規定する委員が会議に出席した場合は、報償及び費用弁償(以下「報償等」という。)を支給する。

2 前項に規定する報償等の額は、3市2町が別に定める。

(経費負担)

第11条 報償等の負担割合は、3市2町による均等割とする。なお、報償等の負担割合に基づく負担金は、千円単位とし、千円未満の端数は三島市が負担する。

(庶務)

第12条 選定委員会に関する庶務は、三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町ごみ処理広域化検討協議会の事務局において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。